

認知症介護研修における留意事項

1. 認知症介護研修

- ・ここで示す認知症介護研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課（以下「研修課」という）が実施する以下に示すものとします。

- (1) 認知症介護実践研修（実践者研修）
- (2) 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）
- (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修
- (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修
- (5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

2. 受講申込

- ・申込責任者及び申込者（受講希望者）は、福祉のまちづくり研究所 HP 内の申込フォーム又は受講申込書に必要事項を明記し、必要に応じて添付書類を添えて申込みください。

（認知症介護研修における申込について）

平成 29 年度より、以下の 2 つの方法で申込みを受付けます。

- ①福祉のまちづくり研究所ホームページから申込フォームに必要事項を明記して申込み
- ②福祉のまちづくり研究所ホームページから受講申込書をダウンロードして、必要事項を明記の上、郵送又は市町へ提出する（当研修課へ直接受講申込書を提出される場合、原則郵送のみ受付けます）

研修番号	研修名	申込方法
1	認知症介護実践研修（実践者研修）	①（推奨）又は②（郵送）
2	認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	①（推奨）又は②（郵送）
3	認知症対応型サービス事業開設者研修	②（市町担当課へ申込み）
4	認知症対応型サービス事業管理者研修	②（市町担当課へ申込み）
5	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	②（市町担当課へ申込み）

※研修番号 3・4・5 に関しては、平成 28 年度までと同様に市町担当課へ申込んでください。

※詳細は各研修の実施要項の申込方法を確認してください。

- ・必ず実施要項及び本内容を確認し、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意の上申込みください。
- ・申込書等の到着にはお答えしません。郵送等の場合、各自で配達を確認できる方法（特定記録郵便、簡易書留郵便等）にしてください。郵送等による申込書類の不着の責任は負いかねます。
- ・福祉のまちづくり研究所ホームページから申込フォームを利用して申込みをされる場合は、確認画面の印刷又は受付確認メールを保管しておいてください。
- ・指定する様式を用いていない等、提出書類及び内容記載に不備があった際は、受講不可とする場合があります。
- ・提出された書類については返却いたしません。

3. 受講決定

- ・研修課への申込締切り後、申込者が定員を上回る場合等は厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点からいかなる場合もお伝えしません。また定員を下回る場合は、申込期間を延長する場合があります。
- ・受講可否については、研修課から郵送する通知で必ず確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ・研修課への申込締切り日後 2 週間を過ぎても通知が届かない場合は連絡してください。
- ・受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても受講者の変更はできません。

4. 資料代等の支払い方法

- ・受講決定者には、受講可否通知発送時に「資料代等振込み方法について」の通知をします。その記載事項に沿って期日までに、原則ゆうちょ銀行の払込取扱票を用いて、資料代等を指定口座（ゆうちょ銀行）へ振込んでください。
- ・振込手数料の負担をしていただきます。
- ・期日までに指定金額の入金を確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。

5. キャンセル

- ・受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修課へ連絡してください。
- ・資料代等を既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、払戻しします。ただし返金は振込み手数料の差額分となります。（期限後の払戻しはいたしません）
- ・受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、資料代等の返金はできません。受講決定者のご了承の上、研修課から（残りの日程の）研修配布資料（実習に関する資料等を除く）を送付します。

6. 研修時間

- ・研修時間は研修毎に異なります。各研修プログラムを確認してください。
- ・毎回の受付時に出席確認のため押印します。全回、同じ印鑑を持参してください。
- ・研修会場の都合により、受付時間等が変更することがあります。
- ・進行の状況により、終了時刻が遅くなる場合があります。
- ・研修最終日に修了式を開催する場合、プログラム上の時間より遅くなる場合があります。

7. 研修会場

- ・研修は講義及び演習において、原則として兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター内で行います。但し変更等ある場合はその限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ・研修会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。公共交通機関での研修参加を原則として、自家用車使用の場合は近隣の有料駐車場を使用してください。兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター内駐車場は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の患者様等のために設けられている旨了承ください。

8. 研修時の遅刻及び欠席

- ・修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
- ・原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって研修会場へお越しください。
- ・公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席の場合は、研修当日の 8 時 45 分以降～研修開始時間の間に必ず電話にて研修課まで連絡をしてください。

9. 研修の変更及び中止

- ・研修開始の 3 時間前に研修開催市町（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内での開催の場合は神戸市西区）で特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約 3 時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
(福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス) <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/>
- ・警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス等でご確認ください。
- ・警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10. 修了証

- ・全プログラム修了者に対して、原則研修最終日に修了証を授与します。
- ・修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないように正確にご記入ください。
- ・研修課は修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県健康福祉部高齢社会局高齢対策課へ通知します。
- ・次の場合修了証を交付できないことがあります。
 - (1) 受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - (2) 「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3) 欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合（やむを得ない場合を除く）
 - (4) 研修の目的が達成されないと判断された場合（提出物期限が守られない、研修態度が好ましくない等）

11. 個人情報の取り扱い

- ・お預かりした個人情報は以下の目的にのみ利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修時の掲載名簿、名札の作成、研修サービス業務、研修・セミナー等のご案内の送付、その他研修課が必要と判断したもの

- ・お預かり個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

- ・その他

必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

12. 知的財産権及び使用权

- ・申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。
 - (1) 研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する
 - (2) 知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止する
 - (3) 研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する（演習の成果物等、講師の許可がある場合は可）
- ・研修資料、教材等の使用权を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

13. 受講中の事故等についての対応

- ・不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。
- ・受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

14. 苦情相談窓口

- ・苦情相談に関する連絡先

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所 研修課
TEL 078-927-2727

（問い合わせ先）

兵庫県社会福祉事業団 総合リハビリテーションセンター
福祉のまちづくり研究所 研修課 認知症介護研修担当

住所 〒651-2181 神戸市西区曙町1070
TEL 078-927-2727（内線3710）
FAX 078-925-4657

※電話等での問合せは12/29～1/3及び祝日除く 月～金9時～17時とします。

※担当者が不在の場合、すぐに回答できないことがあります。